

極 秘
無 期 限
部 内 号

二頁も夕夕7°願い可.

# ラウニー 顧向とg 協議要録

昭和六十一年八月  
軍縮課

22日午前、米ソのNST交渉に関するレーガン大統領のゴルバチョフ書記長宛書簡（第5ラウンドにおけるソ連提案に対する回答を中心とするもの）に関し、我が方と協議する為来日したラウニー米大統領・国務長官顧問と梁井外審との協議が行なわれたところ、

右協議概要の通り。 → （我が方国連局長、欧亜局長、小野寺情調局長代理、条約局斎藤審議官、北米局渡辺審議官、国連局林審議官、同村田参事官他、先方アンダーソン公使、ブリアー参事官他同席）

1000  
10  
15

貴使と安倍大臣との会談をアレ  
 ンジしようと試みたものの、本日、~~あいにく~~  
 大臣は大変多忙でもありアレンジ出来なかつた。~~次ぎである。~~

~~まず最初に~~、ハードなスケジュールをものとも  
 せず遠路はるばる訪日された貴使の御苦勞に  
 対し謝意を表するとともに、レーガン大統領が

様

貴国の対応回答に先立ち我が国と協議を行う  
 べく貴使の派遣を決定されたことに深謝する。

本日の貴使との協議内容については、増外総務

安倍大臣に お伝えする。こゝとあす。  
 報告

(ラウニー大使) 我々は、貴国とのこれまでの協議  
 が実り多いものであると<sup>いた</sup>考えている。総理宛

GB-3

外務省

(本日は大統領のジバチア宛返信についての)

大統領親書に因りて ありける御質問に對し  
 お答えしたい。貴方よりの質問等を踏まえ、  
 日令は、<sup>(7月)</sup>帰国後24日に大統領に對し本報の協議の報告  
 として<sup>内容</sup>行ふこととなつており、日本側において、  
 米國による府ソ回答に因りて何らかの改善案、  
 変更すべき案があるを指摘していただきたい。

総理宛

大統領親書は、昨日午交済みでありすでにお  
 読みと思うので細部に付立入らずポイントのみ  
 を説明する。

ソ連側は、昨年11月の米ソ首脳会談後7ヶ  
 月を経て、<sup>約2ヶ月</sup>同首脳会談において米ソ両国首脳  
 が合意した核兵器の50%削減及び中距離核兵  
 器削減に因りて諸案に係る提案に對し反応も  
 示し始めた。最近のソ連側の反応は、<sup>(2月)</sup>包括的  
 完全なものとも言わぬ、また最終的なもので  
 なく

1949年

も必ずしも勇気付けられるものとも言えない  
が、大統領が表明した通り転換点となり得る  
反応であると言えよう。

先般 <sup>(ト)</sup> ゴルバチョフ書記長より 大統領宛書  
簡が接到しており、米国の次のステップとし  
て大統領返簡を起草する必要があると云ふ。

大統領の意向として 同盟国と協議を行つた後  
にゴルバチョフに對する 返事を行いたいとの  
ことであり、<sup>(返簡送付前)</sup> 諸国との協議にまいった

次序である。<sup>(今次)</sup> ゴルバチョフ宛返簡は、ゴルバ  
チョフ書記長が  $\rightarrow$  書簡にて指摘して来た  
主要な問題点に對して  $\rightarrow$  答えとするもの  
となる。同返簡には幾つかのポイントがあ  
り、<sup>(ト)</sup> 同返簡に盛り込まれる提案は前向きのも  
のである。

110004

~~(五) 大伊は~~

- 1. (イ) 戦略防衛システムに関し、米ソ両国は1991年までの5年間を下回らない期間、その技術的可能性を確認する為の研究 (research)、開発 (development) 及びこれらに付随する実験 (associated testing) (これらはABM条約にて容認) のみに限って行う。
- 2. (ロ) 上記期間後、米ソのいずれかが配備 (deployment) 段階に入ることを望む場合には、かかるシステムの利点を共有し、かつ両国の攻撃弾頭ミサイルの廃棄につき合意する為、2年を越えない期間の交渉を行う。米側としては現時点でも右合意に署名の用意有。
- 3. (ハ) 2年経過後にも右合意が成立しない場合には、いずれの側も6ヶ月の通知期間を置いて一方的に配備を行うことができる。

との 総理宛大統領親書中の防禦兵器 に関するラインを述べた後、

攻撃兵器の側面に肉しては、米側は、攻撃的兵器の50%削減を強調し、米ソ双方が相等しい弾道ミサイル弾頭数を保有するよう提案している。ALCM ( ) にも米ソ連側提案に呼応してより低いレベルでの削減を提案しており、また SNDT ( )

100000

~~1600前後での規制を提案している。~~  
 1600前後でも ~~1600前後での規制を提案している。~~  
 米側は、<sup>可也</sup> 運例が50%の削減を受入れ難いもの  
 がある。米側として更に一步あゆみ寄り、  
 削減に至る人に関し検討する用意がある。  
 (期間の枠組)

カカ子攻撃、兵器に関する規制は、防衛兵器  
 問題と相互に密接にリンクしている。

米側は、INFの削減を追求している。米  
 側は、いまでもゼロ・ゼロオプシオンの<sup>を完結的</sup>~~達成~~  
<sup>の目標を定めている</sup> <sup>同時に</sup> <sup>かつ</sup> 相互に受諾可能な相互に均  
<sup>等</sup>な<sup>暫定的</sup>解決にも関心を有している。

~~その案は~~ <sup>の案は最も</sup> 日本側としては、~~甚るる~~ 2月の日  
~~米協議~~ <sup>も有り</sup> 関心をお持ちであるうが、米国は  
 アジアに向けられた<sup>ソ連</sup> <sup>部</sup> アジア配備のミサイルに  
 手をつけずに <sup>けり</sup> 欧州において解決を求めることは

<sup>おん</sup> ~~も~~ <sup>ない</sup> ~~。~~ <sup>他</sup> ~~言~~ <sup>られ</sup> ~~ば~~ INFのグローバルな解決は  
<sup>確認</sup> ~~する~~ <sup>立場</sup> ~~である~~  
~~は~~ ~~す~~ ~~た~~ ~~も~~ ~~我~~ ~~々~~ ~~の~~ ~~提~~ ~~案~~ ~~に~~ ~~入~~ ~~っ~~ ~~て~~ ~~お~~ ~~り~~、 ~~ま~~ ~~た~~  
~~こ~~ ~~れ~~ ~~も~~ ~~我~~ ~~々~~ ~~の~~ ~~目~~ ~~標~~ ~~で~~ ~~も~~ ~~あ~~ ~~る~~、

この他、大統領のゴルバチョフ宛書簡には通常  
 兵器問題、化学兵器削減問題、TTBT (地核  
 実験制限条約) 及び PNET (平和目的地下核爆発制限条約)  
 両条約に関する<sup>核実験</sup>検証に係る諸問題が含まれる  
 ことなるう。

以上述べた通り、<sup>今回の</sup>大統領返簡は、<sup>(話し合いのための)</sup>広範な枠組  
 をソ連側に提示し、9月に開始さ  
 れる米ソ軍備管理交渉 第6ラウンドにおけ  
 る米ソ間の話し合いへと引き継がれていくものである。  
 併し、以上の諸提案がソ連側の受諾しうる



とあることを  
 此のようになることを期待している。

SDIに関して、従来同様、我々はSDI  
 に関する研究、開発、これらに付随する実験  
 に関する如何なる干渉も欲しない。SDI計画  
 は今後とも進められる。

しかし、今回、我々は、ソ連側が戦術核の  
~~50%~~削減等の攻撃的兵器の削減を受入れるこ  
 とも条件として 所懸兵器に関しソ連側と話  
 合ふことを提案することとなる。

（とあえてのコメントとして）（話を何のたこころでは）

26  
30  
35

（梁井外審）貴大統領通簡は、<sup>（に含められた諸要素は我が方にて評価した）</sup>極めて結構な提案であり、<sup>（あるものと懸念を）</sup>前向きな要素を合せていると判断する。

、連測が、これに対し前向きに対応することをお願いしたい。我々は、貴国が、INFのグローバルな解決という目標を有するものと連測との交渉においてこれを変更すること主張し続けていることを歓迎する。

SDIに関し、5年向を下回らない期間、技術的可能性を確認する為の研究、開発及びこれらに付随する実験 ~~（これはABM条~~

~~件と密接に関連がある）~~のみを（に含められた諸要素は我が方にて評価した）行うとの提案であるが、これに米側として、

ABM条約に関するいわゆる信義の解釈、信義の解釈のいずれの立場に立脚することとなるのか。

多数の法律家を集め

MINOR

(ラウニ一太郎) 大統領は、ABM条約とその背景  
 の検討<sup>を</sup>指示を下した。その検討の結  
 果、ABM条約の広義の解釈が<sup>法律上の効果</sup>狭義の解釈で  
 ある<sup>と</sup>の結論が得られたものの、大統領は、  
 善意<sup>を</sup>交渉を促進するとの観点から  
 当面狭義の解釈をとる旨の決定を下した。  
 今次 大統領返簡は、かか米国の立場は向ら  
 変更を加えるものでない。同返簡は  
 狭義の解釈に固し向らの変更も想定しておらず、  
 米国は、<sup>(かかる解釈の下で)</sup> ABM条約上容認されている SDI  
 の研究、開発<sup>を</sup> → 今後とも何らかの  
 阻害<sup>の</sup>に行きあたらない限り進めることとなる。  
 も、我々は、かかる狭義の解釈を取るに際  
 して、将来においてそれを見直し、権利は  
 留保している。また →

UNODA

我々は、向うの合意無しにSDIの配備段階  
 に入ることには反対である。今回の我々の提案は、  
 戦略防衛システムの利点を共有し、かつソ連  
 が攻撃的兵器の廃棄に合意することを条件と  
 して、かかる段階に入り得ることを提案している。

(渡辺北半閣審議官) 我が国は、SDI研究参加  
 問題の最終的な検討段階にある。従来、我が国  
 政府は、<sup>日米</sup>我々の世論に対し、(1)米国政府は、

SDIとの関係で、ABM条約の意義の解釈  
 が可能であるが、<sup>法律上</sup>に拘り、<sup>政策的・観念から</sup>善意を示し交渉を促進する  
 の立場から、狭義の解釈をとるに到っている。

(2) 現在進行中のSDI計画は、研究計画であ

(技術的実現可能性を探究する)

り、開発・配備段階に進むか否かについては、

1990年

1990年代初頭に決定が下される、とのラインで  
 説明を行って来ている。今次総理宛親書中の  
 表現振りは従来の表現振りと若干相違して  
 いるやに見うけられ、これが米國政府の AB  
 M 条約解釈に關する立場の変更を示唆するも  
 のであれば、我が國政府として対国内<sup>説明</sup>世論上  
 対策に苦慮することとなりが如何。  
 (困難に苦慮するに必要はなし)

(ラウニー大使) レーガン大統領のゴルバチョフ書  
 記長宛通簡において述べられているのは、  
 SDIに關し、5年向を下回らない期間、その技  
 術的可能性を確認するための研究、開発及び  
 これらに付隨する実験——これらは ABM  
 条約にて容認されるものである——を行い  
 これらのステップの結果、技術的可能性が得ら

400111

れ配備段階へと導くものとなれば、攻撃兵器の削減とリンクさせつつ配備につきこれを話し合わんとするものである。

我々は、ABM条約上容認されるもの、これを取り進めようとの立場である。狭義の解釈との立場を取っていることに因りては、我々は、<sup>米国が</sup>採永劫 <sup>の立場を容認する</sup>かかる解釈を取ることにコミットしているわけではない。将来如何なる事態が生

るかを見守る要が有る。いずれにせよ、米国としては、SDIの → 研究、開発及びそれに付随する実験はABM条約上容認されるとの立場には変わりはない。

（原案譯注：同大使の説明は、狭義の解釈に依りては、開発及びそれに付随する実験は認められること、従来の米側説明と異なり、この点、同席上補注官の発言より、同大使の

説明の可能性がある。詳細確認の要あり。外務省  
（今迄）

(渡辺 北米局審議官)

戦略防衛システムの利点を共有するという  
の口具体的には如何なることを行うのか。

(ラウニ大使)

連側は、米側が  
地上目標攻撃能力を有するシステムを用意中  
であるとか、米側が一方的優位獲得をねら  
ている等の対米非難を行って来ており  
具体的には如何なる点につき  
連との間で「利点を共有」し得るか  
連との交渉を経ていない現段階ではわからない

（米側が優位獲得をねらっている）  
形態で  
CBP

2000年

我々は、一歩ソ連側は歩み寄りをしてし、  
 戦略防衛システムの利用の共有等に関する合  
 意に入る用意を示している。もっとも、この受け  
 攻撃的兵器削減措置と密接にリンクしている。  
 このように防衛システムに関する提案は、  
 ソ連側が攻撃兵器削減へのコミットメント  
 を示す方が否かに依存している。

攻撃兵器の → 削減に際し、ソ連側は5年  
 間における50%削減を厳し過ぎる制限と受け  
 ため、~~知案として~~ 8000核<sup>弾頭</sup>装薬 (Nuclear  
 Charges) を提示越した。~~右ソ連知案中、米~~  
~~国として受諾困難であったのは、戦略システム~~  
~~中、1種類のシステムの弾頭数を、8000中の60~~  
~~%がなわたり4800の枠を越えさせたいとの~~  
~~案であった。~~ ~~すなわち、米側としては、~~ ~~6000~~



上限は4800

この場合、1種類のシステムに2連

核装束中の60%、すなわち3600核装束規制と  
8000核装束中の60%、すなわち4800

核装束規制のようことで、規制枠が1200増  
これは、ソ連の核能力の阻止のために不十分である。  
STARTの分野で、

このように、ソ連側は、我々が期待してい  
たほど急激に動いていない。

INFに因して、さくわづかな動きなりとも期  
待しており、我々としてはソ連側の意見、  
提案を傾聴する用意が有る。しかしながら、  
欧州に限定されたい、均等なグローバルな制限  
、しかも実質的削減を求めるといふ我々の  
立場には変更は無い。

今次大統領両箇は、広範な計画、出発点を  
提示するものであり、提案中、何らかの問題点  
等あらが指摘していただきたい。

いざれにせよ、ソ連との間の

1991年以降に想定されている、戦略防衛システムの利点を共有する為の合意の内容は、今後ソ連との間で検討されていくべきもので、未だ具体的形態乃至内容について考えているわけではない。特に、ソ連との技術の共有までを含むか否かについては、SDIへの参加形態についての同盟国との協議が終了していない現時点で、極めて機微な点であり、ソ連との関係で具体的なコミットメントとならないよう慎重に言葉を選んである。

(渡辺北平局審議官)

今次返簡中の半側提案には、戦略防衛システムの配備に關し、合意が成立しない場合には、6ヶ月の通知期間を置いて一方的に配備するものとなっている。

従来 我が国政府とも、<sup>は</sup> 粗

(三〇〇字)

がSDIに<sup>は</sup>より<sup>は</sup>安定的な戦略バランスを<sup>は</sup>追求<sup>は</sup>しているとの説明を行って来ていると  
 ころ、一<sup>は</sup>方的配備<sup>は</sup>の規定が<sup>は</sup>入<sup>は</sup>りて<sup>は</sup>より<sup>は</sup>こ  
 り<sup>は</sup>又提<sup>は</sup>案が何らかの形で<sup>は</sup>公表<sup>は</sup>された場合

~~が~~ 米<sup>は</sup>国がSDIに<sup>は</sup>より<sup>は</sup>一<sup>は</sup>方的優<sup>は</sup>位を<sup>は</sup>求<sup>は</sup>めて  
 いるとの~~提<sup>は</sup>案の~~批判<sup>は</sup>は<sup>は</sup>か<sup>は</sup>と<sup>は</sup>年<sup>は</sup>交<sup>は</sup>り<sup>は</sup>か<sup>は</sup>わ<sup>は</sup>り<sup>は</sup>な<sup>は</sup>い  
 貴<sup>は</sup>国<sup>は</sup>とし<sup>は</sup>て<sup>は</sup>如<sup>は</sup>何<sup>は</sup>に<sup>は</sup>世<sup>は</sup>論<sup>は</sup>に<sup>は</sup>知<sup>は</sup>し<sup>は</sup>説<sup>は</sup>明<sup>は</sup>する<sup>は</sup>所<sup>は</sup>存<sup>は</sup>か

笑く  
ま  
何。

(ラウニ大使)

内<sup>は</sup>題<sup>は</sup>は<sup>は</sup>2<sup>は</sup>点<sup>は</sup>有<sup>は</sup>り<sup>は</sup>と<sup>は</sup>思<sup>は</sup>う。米<sup>は</sup>国<sup>は</sup>は、  
 ソ<sup>は</sup>連<sup>は</sup>が<sup>は</sup>戦<sup>は</sup>略<sup>は</sup>防<sup>は</sup>衛<sup>は</sup>シ<sup>は</sup>ス<sup>は</sup>テ<sup>は</sup>ム<sup>は</sup>の<sup>は</sup>研<sup>は</sup>究<sup>は</sup>に<sup>は</sup>15<sup>は</sup>年<sup>は</sup>向<sup>は</sup>て<sup>は</sup>費<sup>は</sup>して<sup>は</sup>お<sup>は</sup>り、<sup>は</sup>軍<sup>は</sup>事<sup>は</sup>研<sup>は</sup>究<sup>は</sup>予<sup>は</sup>算<sup>は</sup>の<sup>は</sup>40<sup>は</sup>%<sup>は</sup>強<sup>は</sup>を<sup>は</sup>投<sup>は</sup>入<sup>は</sup>  
 して<sup>は</sup>お<sup>は</sup>り<sup>は</sup>、<sup>は</sup>将<sup>は</sup>来<sup>は</sup>配<sup>は</sup>備<sup>は</sup>の<sup>は</sup>能<sup>は</sup>力<sup>は</sup>を<sup>は</sup>有<sup>は</sup>す。これ<sup>は</sup>に<sup>は</sup>比<sup>は</sup>し、SDI  
 は、<sup>は</sup>国<sup>は</sup>防<sup>は</sup>研<sup>は</sup>究<sup>は</sup>予<sup>は</sup>算<sup>は</sup>の<sup>は</sup>10<sup>は</sup>%<sup>は</sup>強<sup>は</sup>しか<sup>は</sup>投<sup>は</sup>入<sup>は</sup>さ<sup>は</sup>れ<sup>は</sup>て<sup>は</sup>い<sup>は</sup>な

GB-3

UNICOM

12日は、米国としては、米国及び米同盟諸  
 国を防衛する防衛的値を保有するに至った場  
 合、米攻撃能力はこれを縮小することと  
 なり得る。重要な点、我々のSDI計画  
 は防衛的値が技術的実現可能性を有するも  
 のである。START, INFの削減と連結させ  
 つつこれを推進するといふ点である。米国は  
 米攻撃能力を保有する能力もなければ、意図  
 も無い。米側は、ソ連側に対し、防衛兵器と  
 攻撃兵器の問題につき共に取り組むこと、  
 その話合いの結果として双方が  
 米攻撃能力を保有することがなくなるよ  
 う提案している。この防衛兵器と攻撃兵器は  
 米国の提案では直接にリンクしている。攻撃  
 兵器システムから防衛兵器への移行期が最も

110007

困難な段階であることは事実であり、<sup>2の点</sup>

米国は、防衛システム配備の前に、

ソ連側と話し合いを行う旨の立場を取っていた、<sup>3/</sup>

今回、力がる立場を<sup>押</sup>一歩押し進め、防衛シス

テムの利点を共有する用意を示しているわけ

である。<sup>又、米側は現時点においてさらやがる将来の取極めも含む</sup>  
但し、そのためにはSTART、INFという攻撃  
兵器の削減が条件となる。<sup>の面でも懸念を併成して行くべくしるべきものである。</sup>

我々の提案は、広範な枠組を提示するもの

であり、<sup>(あり)</sup>ソ連側との話し合い次第で今後具体的に

如何なる方向に進むかは現時点ではわからない。

しかしながら、明瞭なのは、SDIを構成する

如何なる要素もバーゲニング、チップと付な<sup>し</sup>

得ないという点である。

~~SDIが米国に一方的優位をもたらすこと~~

~~は望まぬが、むしろSDIの防衛的価値~~

保有した場合に付 攻撃兵器が大幅に縮小され  
 るわけであり、かかる主張は妥当ではない。そも  
 そも現在オーストリア能力を有するのほり連であり  
 米国ではない。

76 (官本軍縮課長) ← (宇宙における)

77 (今次提案中にある) 大量破壊兵器 というのは  
 いまだ概念の上でしか存在しないものと承知  
 するが如何。具体的に如何なるものを指すのが  
 これは、SDI阻止に利用されるのではないが。

(ラウーニ大使)

SDI計画は、→ 地上目標の大量破壊に因する如何なるシステムをも開発するものではない。そもそも、オーストリアに、SDIが地上目標の破壊を目標とするものとの主張は 経済的実現可能性から無理がある。地上目標を

三〇〇年

宇宙よりレーザー兵器で破壊するためには10万倍のコストを要する。我々がソ連側と話合

んとしているのは、ほこでなく肩について  
この裏に111ソ連側は懸念が残り、これは進め

である。~~サザキにせよ、我々は大量破壊兵器に~~  
的は、核兵器は、ソ連側は懸念が残り、これは進め

~~目的を有する兵器でないことは明らかである。~~

~~(ABMに自らは最近のソ連側のP-15ミサイル  
の当分の範囲に對して)~~

(波江北半向案決之)

ソ連は、ABM条約<sup>4</sup>が半双対の15~20年存続  
せしめるべく同意した。概念と再定義  
が、その提議(2)と現解(3)が、半側は、前者については  
まだそのと現解しつか。

(強化された)

(三〇〇年)

ソ連側は、永続的に ABM 体制を存続させることを欲しており、同条約の解釈の拡大を 15 年から 20 年間にわたり続けんとする意向を表明している。ABM 条約の

~~条~~の期限は無期限と<sup>おぼえては</sup>なされているものの、同条  
同条

他の国際法と同様、改正条項と脱退条項を規定している。

最近のソ連側の主張は、ABM 条約の解釈を拡大したり、モック・アップ、ブレード・ボード・モデル、等の<sup>ABM 条約以外</sup>知られざる概念を持ち出すことで<sup>抑</sup> 衆々に対し同条約の新たな解釈を押しつけんとしている。<sup>を主張している</sup> 米側は<sup>米側</sup> 1972 年に

1972 年に 米側代表団は、より完全な戦略攻撃兵器制限を規定する協定が 5 年以内に



かかる事態は

ソ連によつて達成されない場合には、米国の  
 ABM条約からの脱退のため根拠を構成し得る  
 旨の一方的声明を行っていることを想起した  
 也。他方、我々は、一貫して ABM条約を遵守して来  
 ていることも事実である。

大統領返函は、 ABM条約の  
 狭義の解釈に対する米国の立場を何ら変えら  
 れるものではないが、同時に、かかる解釈を今後  
 とも継続するか否かに関する何ら決断のコミット  
 メントも行っていない。

UNICAF

(梁井外置)

戦略核に關し、米國例として、オ一段階とし、50%削減が困難であれば、より低いパーセンテージでも可ということか。

(ラウー顧問)

米國の

基本的提案

戦略兵器削減に關する全般的計畫は、攻撃的兵器を50%あるいはそれ以上に削減するものである。若干の柔軟性を示す用意がある。

削減の割合とそれに要する期間の長さに關し、

INFに關しては、戦略兵器に比し動きうる余地がない。米國としては、グローバルな弾頭数均等で

UNION

の規制に関する立場を堅持する。

(梁井外審)

報道にある移動式ミサイル規制問題については如何なる方針<sup>針</sup>で臨む意向か。

(ラウニ大使) 本件は、大統領返簡においては<sup>了解は</sup>解れられ~~て~~ない。<sup>但し、オランダにおいて</sup>我が国~~は~~連側に表明してきているのは、移動式ミサイルの十分な検証規定を条件として多少柔軟に対応する用意があるというものである。<sup>即ち、和米従来あり</sup>~~彼女は、従来同ミサイルの禁止を主張して来たが、完全で十分な検証規定<sup>が履行されるのであれば</sup>条件~~同ミサイルの制限につき話し合う用意有りという立場である。

197004

オーストラランドにおいて、<sup>(現行の)</sup> 連判は、検証につ  
き述べているが、<sup>(のり)</sup> 彼らの提案では不十分であ  
る。

(梁井外審)

折角の機会でもあり、ここで我が国として、  
日米安保体制との係り合いにつき又々申し述  
べたい。貴文使が去る2月に訪日された際  
柳谷次官からも詳細に説明した通り、NSTに  
おける兵器システムの取扱い如何が日米安  
保体制に直ちに深刻な影響を及ぼし得る。  
この観点から特に重要と思われるのは <sup>FBS/</sup> ~~SLCM~~ <sup>SLCM</sup>  
SLCM (海上・海中発射巡航ミサイル) の向近である。

MINOME

FBS  
 向迄に關しては、去る2月に同趣旨で  
 米との交渉の持着は、  
 FBSの/NFY切離し、  
 日米安保体制の信頼性維持の観点から重要との英である。

SLCM問題に關しては、我々の懸念は、  
 特定の艦船をSLCM搭載艦と看做すことに貴国が同意する場合、日米安保体制の円滑な運用に影響を与え、可能性があり、事実上SSN(攻撃型原子力潜水艦)等の本邦寄港が困難となることを懸念していることをお伝えしたい。  
 (恐れがある)

(ラウニー大使)

充分承知にあり

日本側の懸念に關しては、我々は、速提策を慎重に検討している旨お答えあり。

110044

(中平国連局長)

貴国は、SLCMを交渉対象からはずすと  
の立場と了解していいか。

(三浦一顧問)

SLCMに因る各々の主要な立場は、  
浮動式ミサイルと同様 十分な検証措置があ

る。SLCMにつき話合う用意有りというも  
のである。ソ連側は、  
十分な検証措置

(SLCMに因り)

を提示してない。我々は、ソ連側に対し、

SLCMの検証につき立場を明示にするよ

うソ連側に求めておけ、検証に因り十分な措

置が合意されれば、米國として、米國及び同盟

國の安全保障を考慮しつつ対応を考へること

1400110

となろう。

(中平国連局長)

検証問題が煮つまずかない限りSLCMのソ連側と話合わないとのことか。

(ラウニー大使)

後々の原則は、まず検証につき話合おうとするものである。

(中平国連局長)

グリントマン大使は、INFに関する現実的措置としてソ連との向の

中立的合意を求めると述べていたが、今次  
検証総理定親書においては、<sup>野心的 (intention) アプローチ</sup> 今手引書に加え

10/10/64

~~PARTIAL (部分的) INTERIM (暫時的)~~

PARTIAL (partial) の用語が使用されているが PARTIALには向らからの特別な意味があるのか。

(ラウニー - 顧問)

単にゼロ・オプションに向っての一步としての意味である。

向ら グローバルな解決という米国の立場を変更することも意味するものではない。起草者がいろいろ言葉をさがす過程でかかる言葉が使用されたのであろう。

いずれにせよゼロ・オプションに向っての一步の歩みであることは明らかであるが、それ以上の向ものでもない。

最近大統領と会った際、この問題に關するソ連との交渉に關し、米側の立場に变化はない旨述べていた。



シネーブにおける米ソ専門家合意される等

26  
1950年

中平國連局長

核実験問題に關し、最近、米ソ間の進展が  
着取られることは歓迎すべきことである。

最近にいたるまで、ソ連側はかかる場合の備  
に乗り気ではなかったものであり、この分  
野におけるどんな進展も我が国としてけ歓迎  
すべきものである。  
と承知しており、  
米提案の中に含まれており、  
総理宛書状に言う計画  
(平行的な問題)

"A PARALLEL PROGRAM" (訂.)

具体的に何れ向なる内容を念  
頭に置いているのか。

ラウニ大使

核実験問題の進展は、~~核実験~~検証問題次  
（おたく）  
である。核実験に關する「平行的な問題」  
計画

検証問題が解決し、TTBT, MNET 両側の検証が完了した時点で

300字

についての具体的な内容は未だ検討していない。我々は、  
ソ連側が 本件に関し如何なる提案を

行うかという点につき 傾聴する用意がある

が、<sup>この点である。</sup>検証に~~関し~~ソ連側が如何なる提案を考

えているか承知していない。

我々は、現状において、<sup>即刻</sup>核実験禁止<sup>及び</sup>

モラトリアムを行うことの意味があるとは考えている。ソ連

が核システムの開発につき我々より優って

いること、核兵器維持の安全性及び核兵器の効

率性維持<sup>を確保するための</sup>につき実験を行う必要があることから

我々は、<sup>長期的目標は核実験禁止に</sup>核実験も一歩一歩<sup>近づ</sup>な<sup>ら</sup>せていく<sup>こと</sup>が

検証問題を解決し、

一歩を取っている。

三〇六

(中平国連局長)

包括的核実験禁止は、長期的目標であるが、  
ここに至る過程として検証内迄、具体的には  
1974年と76年の<sup>(米ソ)</sup>地下核実験制限二条約につき  
話し合わんとするのが米国の立場と了解してい  
い。

(ライニ大使)

地下核実験制限二条約は、包括的核実験禁  
止を目指すものではないが、同二条約の検証  
規定が十分なものとすれば、一歩一歩核実験  
禁止へ近づくこととなる。米側は、本件に  
関し、前向きになると試みているが、米側  
<sup>向例も</sup>が早急に動かすことを欲しているのは戦略兵  
器の分野である。核実験の内迄でも、ソ側が  
柔軟性を示すことを条件に、米側として柔軟

14C0113

性を示す用意が有る。

(村田国連局考事官)

関し、追加的の保障措置  
を米ソ間で討議する  
ことになりは

宇宙配備の大量破壊兵器に話を戻すと、  
話し合いの場

ソ連は、この~~兵器~~を最大限利用して SDI  
阻止を図らんとしているのではないか。

(ラウニー顧問)

ソ連側は、かかる意図を有しているかもし  
れない。しかるに米國が構築しているシステ  
ムは、地上目標攻撃用ではなく盾の創設とい  
う防衛的目標を有するものである。現行の計  
画は、大筋において、非核の手段による非核のシ  
ステムを想定している。地上攻撃用には、  
より破壊力の大きい兵器システムが存在して

3104

いる。かかる目的に資するものとして我々には  
弾道ミサイルも巡航ミサイルも保有してお

り、我々には、宇宙配備兵器のほうを  
攻撃的兵器として かが子極めて高いコストを  
要するシステムを使用する要はない。

科学者達は、宇宙から  
地上目標を破壊するためには、現行システム  
に比し 10 万倍のコストを要する旨述べてい  
る。

いずれにせよ、大統領は、SDI の技術的  
<sup>視</sup>実験可能性を採るための研究及びそれに付随  
する実験に完全にコミットしており、SDI の  
研究及び付随する実験の交渉の取引材料  
にはならない。

~~大統領は、攻撃兵器の削減にすまやがに動~~

くべきであるが、ソ連側は ~~この実あがり策~~  
~~リ気ではないようだ。~~

(梁井外著)

詳細な説明に感謝する

(宇佐)

✓ 貴使との協議内容は、中曽根総理に報告  
する~~こと~~。その後すみやかに外交チャンネル  
を通じて貴国に回答することとしたい。大統領  
の意向としてどの程度のタイミングでフルバ  
427宛返簡を発出する予定か。また、オム  
ラウンド、9月の米ソ外相会談の可能性等、今後の  
米ソ間の動きを如何に展望しているか。

(ラウー大使)

自分とニッ/E大使は、<sup>7日</sup>24日に大統領に対し  
同盟国協議の結果を伝達する予定である。

大統領の意向は、すみやかに回答することに  
(ゴルバチョフに対し)

ある。その後、9月のオ6ラウンドの会合のため  
の半側提案を起案すべしとの指示が  
交渉代表に下されることになろう。

米ソ外相会談に關しては、当初5月15日に  
予定されていたものの、これがキャンセルされ  
しからしくソ連側から反応がなかった<sup>が</sup>事のため、

各種の徴候によれば、9月の国連総会<sup>を</sup>の機に  
行われる公算<sup>と見られる</sup>が高いのではな~~い~~が。その際<sup>に</sup>  
外相会談<sup>の場</sup>において本件が協議されよう。

も当然

今月18日からのオ6ラウンドにおいて、  
米側代表団は、ソ連側に対し米側提案の詳細  
な説明を行うべく指示を受けるとなろう。  
ソ連側の今次大統領返簡に対する回答の内  
容にも<sup>如く示す</sup>依存し<sup>て</sup>まうが、オ6ラウンドにおいて  
は、<sup>できるものと考へ</sup>具体的諸問題に關し進展を期待し得<sup>る</sup>まう。  
これらを踏まえ、年末乃至は<sup>明年初の</sup>若干あるに首脳  
会談が行われる可能性は大いにあろう。但し  
ソ連はいまだに軍備管理問題に限った首脳会談  
を主張しているのに対し、大統領は、軍備管  
理問題に限らず地域問題、二国内問題、人權  
問題を詰合わんとしている。



1940

(中平国連局長)

報道によれば、今月末にも大統領返簡が  
発出される由であるが真偽如何。

(ラウニー大使)

かかる報道は、臆測に基づくものであろう  
が、大統領は、同盟国より支持を得ることを  
欲しており、貴国として何らかの困難な問題  
卓があれば伝達してほしい。

(中平国連局長)

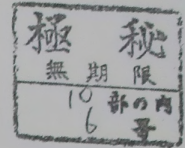
~~今週末にも発出されるというところか。~~

(ラウニー大使)

大統領は、<sup>可及的速に</sup>早急に動き出すことを期待  
している。

ヤダ 独 領 領 事 官  
に 宛 てる

(3)



## 米国出張報告

昭和六十一年八月十八日  
軍 縮 課 長

八月八日より十五日まで、ロスアンジェルス及びワシントンを訪れ、軍備管理・軍縮問題を中心に、政府関係者約二十名、非政府関係者約十名(リスト別添)と意見交換を行ったところ、主要点をとりまとめてみれば次の通りにつき、右御報告申し上げる。

## 記

## 一、全般

米ソ軍備管理交渉、SALT II 問題、核実験禁止問題等軍備管理・軍縮問題をめぐる米国内の対立、特に行政府と議会との対立は厳しさを増しており、八月八日の核実験禁止問題に関する下院決議は行政府に具体的行動を義務付けるものであり、画期的なものと見方あり(上院軍事委ナン議員スタッフRベル)。他方、NSCを初めとして行政府の中堅どころは、従来の基本方針を貫くことで一致しており、本件につき米政府が如何に対応するかについては、大統領の情勢判断に係っているものと

思われた。因みに国務副長官補佐官Jティンビーは米ソ交渉が一定の進展を示す可能性がある理由の一つとして右米国内事情に対する行政府の配慮があることをあげていた。(かかる米国内の軍備管理・軍縮問題に関する対立は、時々により争点は変つていくが、基本的には彼らの対ソ認識、ひいては軍備管理・軍縮問題に対する考え方の差異を反映するもの—UCCLAトリモル教授)

二、米ソ軍備管理交渉(NST)

(一) 一般

小官ワシントン出張中の八月十一、十二日の両日、モスクワにおいて本件に関する第一回専門家協議を開催。九月の米ソ外相会談ひいてはその後の首脳会談の準備のために全ての分野で専門家協議を開催したいとのソ側主張に応じたものであり、ソ側が七月二十六日のレーガン書簡に具體的対応をしていくかどうか焦点と見られていたが、結果は、ソ側の主張に新しい点はなく、九月初めにワシントンでの開催が予定されている第二回協議の場でのソ側の対応に焦点は移動。米側は七月二十六日の大統領書簡で新しい提案を行つたつもりであり、少くとも次回協議までは自分の方から動くつもりはない由(ラウニー顧問、リンハートNSC部長)。従つて今後の具体的な動き

は次回協議後出て来ようが、現時点において今後の進展の正確な予想はワシントンにおいてもたて難いのが実情の由。短期的、長期的、戦術的、戦略的な様々な内外に対する配慮から米ソ間の妥協が成立する可能性は排除されず、引き続き慎重にフォローしていくことが肝要。

(二) アジアINF問題

我が国のこの問題に対する立場は米政府内において十分理解されているとの印象を得た。他方、事務方において米国の現在の立場(欧州・アジアの同時、比例的削減)を将来維持できなくなる可能性を排除できず、日本の主張を維持できなくなるかもしれないとの示唆あり(NSCスタッフスクレーム)。これに対し小官よりは、INF問題に対する我が国の考え方は変わりようはないが、この考え方自体、INF問題を政治的にとらえ国民のパーセプションの問題としてとらえている旨、故にグローバリズムの放棄は問題外(先方は、米国もこの点については米国自身の安全保障の観点からも全く立場を変えるつもりはない旨確言)、アジア凍結についても、これがソ連の交渉の出発点での立場であるだけに仲々国民に説明することは難しいのではないか、いずれにしろいかなる具体的状況下でいかなる具体的オプションを検討するかにより結論は異なる旨、二月の総

理書簡にあるように我が国として米側の具体案を検討することにやぶさかでないので前広に協議して欲しい旨発言。

米政府内でいかなるオプションが検討されているか打診してみたが、現時点で政府として検討しているオプションはない由(国務省PM局戦域軍事政策部Rバルティック部員)。但しNSCリンハート部長は、グローバリズムを堅持しつつ、考えられる案として欧州に一部残りアジアにおいてほぼ(rough)同率で削減する案があり得る旨示唆。PM局バルテック部員は全くの個人的見解であると前置きの上、一つの可能性として、ソ連がアジアを対象外とするとの原則的立場を維持しつつ、例えば現在米側がソ連に対し照会中のSS-20のアジア配備数につき現状の一七一基からかなり少ない数を「申告」することにより、実質的に欧州での削減率とほぼ同じ削減率がアジア部においても実現することもあり得る旨発言。(※)なお同部員はアジアと欧州の線引きをソ側主張の東経八十度と異つたものにするにより問題を解決するとのオプションは一時真剣に検討されソ側とも協議したが現在は全く考えられていない旨付言。

リンハート部長は、アジアINF問題について米国政府は日本政府がラウニー顧問又は自分(

「リ」部長)の顔を見ることなく提案内容を変えることはない旨明言。但し國務省ティンビー國務副長官補佐官は、日本政府は米側の対日協議を当然視(take for granted)しない方が良い旨発言、引き続き米国に対し協議を求めていくことの必要性を示唆。

(※)ランド・コーポレーションAホーリックソ連研究所長もアジアINFについては、ソ側は、原則ではおりていない、と説明がつく案でない限りのつてこないのではないかとの意見。

(三) 日米安保条約関連

小官よりも機会あることにNSTにおける我が国の関心は今のところはINF、FBSそしてSLCMにある点を指摘。後二者についても問題点はかなり理解されてきているとの印象をもつた。

バーカー国防次官補代理(前ACDA検証局次長)に対してもSLCM問題を提起したところ、先方は「日本のかかえる問題に対する認識は広まってきた。SLCMの検証上の困難は十分承知しているが、SALT IIの第一合意声明のような看做し条項のかかえる問題点については、明確に搭載しない場合があるにもかかわらずこれを搭載していることにするとこの方式もあり得るの

ではないか」と発言。なお、エメリーACDA副長官は、レーマン海軍省長官に直接確めた話として同長官はSLCMを米ソ交渉の対象とすることに断固反対の立場に変わりはない由。

#### 四 対日協議体制

ラウニー顧問は、当方の希望が同顧問補佐官との意見交換であつたにもかかわらず、また、顧問がモスクワから帰国直後の最も多忙を極めている時期であるにもかかわらず、八月十五日午前八時に四十五分間会つてくれたことから分るように、自分（「ラ」顧問）が日本とのチャネルになりたいたい、との強い意向を有していると受けとるべきであろう。因みに、会見の席上、「ラ」顧問は、エーデルマンACDA長官が去る七月二十八日梁井外議と東京で会つた際、軍備管理・軍縮問題に関する日米年次定期協議を設置することで原則合意が成立した点に特に言及し、同顧問としては、それにもかかわらず同顧問と日本政府との協議の有用性を強調していた（これに対し当方より、日米定期協議はNST以上に国連の場等での軍縮問題につき日米間で定期的に十分すり合せておくことが必要との判断から行うことを考えているものであり中曾根総理を初め日本政府はレーガン大統領による「ラ」顧問の日本への派遣決定を高く評価しており、今後ともかかる形

での協議の継続を強く希望している旨発言。)。「ラ」顧問のチャネルは、同人のレーガン大統領に對する影響力及びアクセスに照らし、引き続き我が国にとり極めて重要な役割を課すと思料され、在米大によるフォローアップを依頼してきた。

なお、国務省日本部カートマン次長は、軍備管理問題に對する日本の参加(パーティペーショ  
ン)強化を評価し歓迎しつつも、この現象が一過性のものでないことを強く希望する旨述べると  
もに、日米間の協議体制を更に強化するとの観点から、英、西独のように軍備管理専管の館員を置  
くことも一案であろうと示唆。

三、その他

軍備管理問題については「脆弱性の窓」との関連で引き続き戦略核に關する関心が高く、Jウ  
ーズリー氏(スコウクロフト報告起草者)によれば、SLBM及び重爆撃機の政策方向は固つてお  
り、残るICBMについて、スコウクロフト報告後三年経過したこともあり、マクファーレン前大統  
領補佐官を中心にSDIの果たすべき役割とからめた形でレビューし、報告書とりまとめの作業を  
開始した(シュージタウン大学戦略国際問題研究所のプロジェクト)由。



政府関係者

ホワイト・ハウス

大統領・国務長官特別顧問	E. ラウニー大使
NSC部長	リンハート大佐
NSCスタッフ	マーリー大佐(全般)
同上	ブルックス大佐(核実験, START)
同上	S. クレーマー(全般)
同上	S. スタイナー(SDI)
同上	W. トビー(SDI)

国務省

国務副長官補佐官	J. テインビー
PM局筆頭次官補代理	J. ハウズ
PM局戦域軍事政策部長	J. ウオウカー
同 部員	R. バルテック
日本部次長	C. カートマン
ソ連部次長	B. パートン

ACDA

副長官	D. エメリー
多国間問題局次長代理	J. キング
戦略局次長	L. ノセンゾ

国防省

次官補代理	R. ウオウカー
同上	D. ファイス

非政府関係者

議会

上院軍事委員会スタッフ	R. ベル (ナン議員担当)
ランド・コーポレーション	ホーリック
ソ連研究所長	R. ニューリック
同次長	
SHEA & GARDNER 法律事務所	J. ウースリー

メリーランド大学

国際関係部教授

C. ケレハー

UCLA

国際戦略問題センター教授

P. トリンブル

同センター所長

W. ボックター

民間物理学者

J. ジョンソン (核実験)

National Resources Defense Council

上級スタッフ科学者

T. コックラン